

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和48年10月から49年1月まで

国民年金保険料は、私がバスに乗りA市役所に行き、3か月分まとめていたと思うけど、とにかく毎年納めていた。昭和48年10月に国民年金資格喪失届を提出した覚えはないし、未納期間があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間直前は保険料が納付済みである上、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立期間は本来、国民年金の任意加入であるにもかかわらず、社会保険庁の記録では、強制加入のまま昭和48年10月20日に資格を喪失しているが、申立人は、資格喪失届を提出した記憶はなく、厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していたと述べており、事実、申立人が同年11月19日にスーパーマーケットに入社していることが確認できることから、入社する1か月前に国民年金の資格喪失届を提出する合理性は認められず、厚生年金保険に加入するまでは国民年金保険料を納付し続けたとの申立内容に不自然な点はみられない。

2 一方、申立期間①について、社会保険庁保管の特殊台帳の備考欄に「昭和41年5月11日、B社会保険事務所より移管」との記載があり、申立期間においては納付書が送付されなかったことがうかがわれる上、40年4月から41年3月までの保険料を42年9月2日に過年度納付していることが確認できることから、この時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間に申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、他に保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 38 年 10 月 20 日まで
昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 7 月 10 日まで A (有) B 部、32 年 7 月 11 日から 38 年 10 月 20 日まで A (有) での厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらったが、受給した覚えはない。
昭和 38 年 9 月 7 日に長男を出産し、育児を頼める人がいなかったために A (有) を退職した。その際に会社の担当者から「脱退手当金を受給しますか」と聞かれたが、夫と相談し、また勤める時があるから受給しないと伝えたことを記憶している。脱退手当金を受給した記憶もないため、厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 8 か月後の昭和 41 年 7 月 8 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和58年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月21日から同年4月1日まで

昭和45年3月16日にA株式会社に入社し、その後、営業所等への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人はA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から同年12月13日まで
社会保険庁における標準報酬月額の記録は、平成9年2月から同年9月までは16万円、同年10月及び同年11月は17万円であったが、実際は標準報酬月額22万円の厚生年金保険料が控除されていた。
平成9年2月から同年11月までの標準報酬月額について訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年2月から同年11月まで22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所へ届け出た標準報酬月額に基づく保険料を納付したとしており、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における報酬月額が15万5,000円となっていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおり（平成9年2月から同年9月までは16万円、同年10月及び同年11月は17万円）の標準報酬月額に相当する報酬月額を社会保険事務所へ届け、その結果、社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年8月まで

私は、22歳ころ、町内会の会計担当の方から「あなたは人より2年遅いので、2年余計に国民年金保険料を納めなければいけない。」と言われ納めた。保険料は常に母親が納付しており、毎月末ころに集金人に渡していたようだが、金額は記憶が無い。ずっと自営の大工を営んできたので、厚生年金保険に加入したことは無く、申立期間の国民年金保険料が未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22歳ころ、町内会の人に勧められて国民年金に加入したとして、市役所の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年9月20日に払い出されたことが確認できることから、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できないとともに、申立人は特例納付を行った記憶は無いとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、母親が毎月末に自宅に来た町内の集金人に国民年金保険料を渡していたとしているが、当時の集金人の配偶者は、保険料の集金方法は戸別集金ではなく、公会堂での集合預かりであったと証言しており、申立人の申立内容と相違するとともに、母親が申立期間において、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

昭和57年4月から59年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらったが、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間の最初は短大生で、卒業後社会人になったが、母親が国民年金の加入手続及び保険料を納付していたはずである。納付済みと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年8月ころに払い出されたことが推認でき、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない。

また、氏名検索によっても、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から46年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和44年9月から46年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらったが納得できない。二十歳になったときは短期大学の学生であったので、母親が加入手続を行ってくれ、その後も国民年金に加入していたはずである。申立期間当時は、両親も加入して保険料を納付しているのに、私の保険料を納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳に昭和44年9月6日資格取得と記載されていることから、国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人が加入手続及び保険料納付を行ったとする母親からも高齢により証言が得られないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁及びA市の記録から、昭和46年9月に国民年金に加入したことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は、さかのぼって納付したり、まとめて納付したことを両親から聞いたことが無く、自身もまとめて納付したことは無いと証言している上、母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年1月まで

私は、昭和37年7月28日に会社を退職後、将来のことを考えて市役所で国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納めた記憶がある。それにもかかわらず、38年2月20日からの加入記録しかないのは納得がいかないので、調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、勤務していた会社を退職し、将来のことを考えて知人の勧めで、昭和37年7月に市役所の窓口で国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納めたと申し立てているところ、社会保険庁の記録及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人は38年2月20日に任意加入者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、過年度納付及び特例納付によっても保険料を納付することができない。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 24 日から 37 年 10 月 1 日まで
昭和 37 年 10 月 1 日より有限会社A社で厚生年金保険に加入する前、30 年 9 月から 37 年 9 月まではB市C町にあった株式会社D社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社D社B出張所の元社員2名は、申立人が申立期間において同出張所で溶接工として勤務していたと証言している。

しかしながら、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録は確認できない上、上記の元社員2名は、当該事業所の所在地は申立人が記憶しているB市C町ではなく、同市E町及びF町であり、また、溶接作業は下請会社が行っていたと証言しているところ、関連企業2社は、C町には下請会社が集まっていたとしていることから、申立人は下請会社の社員であった可能性も否定できない。

また、社会保険庁の記録では、株式会社D社B出張所が社会保険適用事業所であった期間は昭和32年11月1日から35年4月1日までであり、申立期間の大半は適用事業所ではなかった上、申立期間において健康保険証整理番号に欠落は認められない。

さらに、申立人は、株式会社D社B出張所の正社員であり、同事業所から給与の支払いを受けていたと主張するが、給与の額及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的記憶を有しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月 20 日から 52 年 2 月 26 日まで
② 昭和 52 年 12 月 1 日から 53 年 3 月 6 日まで

社会保険事務所から、申立期間について厚生年金保険に加入していないとの回答を受け取った。昭和 51 年 12 月 20 日に自分が経営していた A 事業所と B 社が合併して B 社 C 支局となり、53 年 3 月 5 日ころまで同支局で働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の部下の証言から、申立人が B 社（C 支局）に勤務していたことは確認できるが、申立期間における勤務については確認できない上、同社における申立人の雇用保険の記録（昭和 52 年 3 月 1 日取得、同年 10 月 25 日離職）からも、申立期間の勤務実態を確認できない。

また、事業主が保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、記録どおりの厚生年金保険の資格取得及び喪失届が行われたことが確認できる上、申立期間①を含む昭和 44 年 4 月 20 日から 52 年 2 月 26 日までの期間は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、給与明細書の管理等はすべて妻が行っていたとしており、厚生年金保険料控除についての具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年から 44 年まで

私は、昭和 42 年から 44 年まで A 市の B 社に勤務し C 社のフォークリフトを製作していた。

社会保険庁の記録では、昭和 42 年から 44 年までの期間については、厚生年金保険に加入していた記録がない旨の回答をもらった。厚生年金保険に加入していたことを証明するものはないが、確かに勤務していたので再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

義弟及び元同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、期間が特定できない上、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、義弟及び元同僚は申立人が短期間の勤務であったとしている上、短期の雇用者は厚生年金保険に加入していなかったとも証言している。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該事業所は既に事業活動を停止しており、事業主も他界しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年8月31日まで

私は、昭和22年3月にA病院救護看護養成乙種を卒業し、同年4月1日からA病院に看護婦として採用され、正職員として同年8月31日まで勤務した。

平成20年1月25日に当該期間の加入記録を照会したところ、記録は無いとの回答を得たが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書から、申立人が申立期間において看護婦として申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、昭和22年4月1日に申立人と同時期に採用された同僚2名の厚生年金保険の資格取得年月日は23年7月1日と確認できるが、当該事業所ではその理由は不明であるとしている。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠落も認められない。

さらに、事業主は、申立てどおりの届出をしたかは不明であるとしており、勤務形態、給与支払等についても関係書類が処分されているため不明であるとしている。

加えて、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。